



倒産法の概要

2013.06.03

1. はじめに

新聞やテレビを見ると、「ある企業が倒産した」であるとか、「多重債務者が倒産に追い込まれた」などというニュースを目にすることがある。日常的に目にしている「倒産」とはどういったものなのか。

2. 倒産とは何か

わが国の商取引は、約束手形によって決済されることが多く、約束手形の不渡り¹を2回出して、銀行取引停止処分を受けた場合には、事実上その事業者は倒産したといわれていました。しかし、近年は約束手形を決済手段とする取引が大幅に減少し、銀行取引停止処分を受けたとしても、事業を継続し続けることができるケースも出てきました。

このことにより、以前は銀行取引停止処分を受けたことが「倒産」を意味していましたが、近年倒産の意味合いが変化してきています。

現在では、**倒産**とは債務者が自ら負っている債務を返済できなくなった経済状態にあること²、と理解されるのが一般的です。

3. 倒産処理制度の必要性

(1) 債権者側から見た説明

倒産状態に陥った債務者をそのまま放置することは、債務者が資産を隠匿するなどして、債務者の資産が分解し、一体として認められる価値（継続企業価値^{のれん}や暖簾）が失われ、債務者の資産価値が劣化することにつながるおそれがあります。

債務者が企業の場合には、債務者の資産をすぐに清算せず、事業を再建してその収益の中から弁済を受ける方が、債権者にとって有利となること（回収額が増えること）もありえます。しかし、倒産状態を放置することによって、再建の機会を逸し債権者が再建による利益を享受することができないこととなります。

また、債務者の内情に詳しい債権者や即時に行動を起こせる経済的に余裕のある債権者などが迅速に権利行使をして、結果として他の債権者が権利を行使したときには、債務者には財産が残っていないという事態が発生することもあります。債権者が個別に権利行使することにより、債権者間に不平等が発生することになります。

このような事態は、債権者にとって望ましいことではなく、債務者に対しては、不健

¹ 支払期日を過ぎても債務者から債権者へ額面金額が引き渡されず決済できないこと

² 倒産処理法入門[第3版] 山本和彦著（2008年、有斐閣）1頁



全な経済活動を続けることを止めさせ、健全な形での再出発を促し、また債権者については、破綻による損害を衡平に分担させる制度（倒産処理制度）が必要となります。

(2) 債務者側から見た説明

以上のような説明は、債権者側から見た説明ですが、個人債務者（自然人）の倒産手続については、債務者側から見た倒産処理制度の必要性も重要となります。

法人は、破産によって解散し法人格を喪失するのに対し、自然人は倒産状態に至っても、生活を続けていかなければなりません。倒産処理制度が無ければ、債務を弁済することのできない債務者は、一生債務を負担し続けることとなります。債務者が収入を得ても、その収入は差し押さえられ、債権者の回収に充てられることとなります。これでは、一度失敗をすると二度と復活することができないことになってしまいます。

そこで、敗者復活の道として、倒産処理制度が必要となります。

以 上